1098
6.1.19

福県医発第2651号（地）
令和６年１月19日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

令和５年12月28日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料１のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和６年１月１日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料２のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

＜添付資料＞
１．検査料の点数の取扱いについて
（令５.12.28　保医発1228第３号　厚生労働省保険局医療課長）
２．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

小郡三井医師会より　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第1817号（保険）
令 和 6 年 1 月 16 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

令和５年 12 月 28 日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料 1 のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和６年１月１日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料 2 のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）
１．「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
（令和 5 年 12 月 28 日付け 保医発 1228 第 3 号 厚生労働省保険局医療課長）

２．新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

添付資料１

保医発１２２８第３号
令和５年１２月２８日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課(部)長
殿

厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和６年１月１日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添　「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

別添

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

１　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ００１（10）の次に次を加える。

(11)　プロスタグランジンＥ主要代謝物（尿）

ア　プロスタグランジンＥ主要代謝物（尿）は、潰瘍性大腸炎の患者の病態把握の補助を目的として、尿を検体とし、ＣＬＥＩＡ法により測定した場合は、本区分の「８」アルブミン定量（尿）及び区分番号「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査 「３」ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体を合算した所定点数を準用して３月に１回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を１月に１回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

イ　潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、区分番号「Ｄ００３」糞便検査の「９」カルプロテクチン（糞便）、区分番号「Ｄ００７」血液化学検査の「57」ロイシンリッチ α２グリコプロテイン又は区分番号「Ｄ３１３」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

２　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ００３（４）ア中の「又はＬＡ法」を「、ＬＡ法又は金コロイド凝集法」に改め、イ中の「クローン病についてはＥＬＩＳＡ法、ＦＥＩＡ法、イムノクロマト法又はＬＡ法」を「クローン病についてはＥＬＩＳＡ法、ＦＥＩＡ法、イムノクロマト法、ＬＡ法又は金コロイド凝集法」に改める。

３　別添１の第２章第３部第１節第１款Ｄ００７（54）の次に次を加える。

(55)　サイトケラチン１８フラグメント（ＣＫ－１８Ｆ）

ア　サイトケラチン１８フラグメント（ＣＫ－１８Ｆ）は、１ステップのサンドイッチ法を用いた酵素免疫測定法により、非アルコール性脂肪肝疾患の患者（疑われる患者を含む。）に対して、非アルコール性脂肪性肝炎の診断補助を目的に実施した場合は、本区分の「48」オートタキシンを準用して算定する。

イ　本検査と「37」のプロコラーゲンⅢペプチド（ＰⅢＰ）、「36」のⅣ型コラーゲン、「40」のⅣ型コラーゲン・７Ｓ、「43」のヒアルロン酸、「48」のＭａｃ－２結合蛋白糖鎖修飾異性体又は「48」のオートタキシンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

（別添参考）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日保医発 0304 第１号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００　（略） Ｄ００１　尿中特殊物質定性定量検査 （１）～(10)　（略） (11)　プロスタグランジンＥ主要代謝物（尿） ア　プロスタグランジンＥ主要代謝物（尿）は、潰瘍性大腸炎の患者の病態把握の補助を目的として、尿を検体とし、ＣＬＥＩＡ法により測定した場合は、本区分の「８」アルブミン定量（尿）及び区分番号「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査 「３」ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体を合算した所定点数を準用して３月に１回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を１月に１回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。	別添１ 医科診療報酬点数表に関する事項 第１章　（略） 第２章　特掲診療料 第１部・第２部　（略） 第３部　検査 第１節　検体検査料 第１款　検体検査実施料 Ｄ０００　（略） Ｄ００１　尿中特殊物質定性定量検査 （１）～(10)　（略） （新設）

イ　潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、区分番号「Ｄ００３」糞便検査の「９」カルプロテクチン（糞便）、区分番号「Ｄ００７」血液化学検査の「57」ロイシンリッチα２グリコプロテイン又は区分番号「Ｄ３１３」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

Ｄ００２・Ｄ００２－２　（略）

Ｄ００３　糞便検査

（１）～（３）　（略）

（４）　カルプロテクチン（糞便）

ア　「９」のカルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、ＥＬＩＳＡ法、ＦＥＩＡ法、イムノクロマト法、ＬＡ法又は金コロイド凝集法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が３月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ　本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはＥＬＩＳＡ法、ＦＥＩＡ法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はＬＡ法により、クローン病についてはＥＬＩＳＡ法、ＦＥＩＡ法、イムノクロマト法、ＬＡ法又は金コロイド凝集法により測定した場合に、それぞれ３月に１回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を１月に１回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

Ｄ００２・Ｄ００２－２　（略）

Ｄ００３　糞便検査

（１）～（３）　（略）

（４）　カルプロテクチン（糞便）

ア　「９」のカルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、ＥＬＩＳＡ法、ＦＥＩＡ法、イムノクロマト法又はＬＡ法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が３月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ　本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはＥＬＩＳＡ法、ＦＥＩＡ法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はＬＡ法により、クローン病についてはＥＬＩＳＡ法、ＦＥＩＡ法、イムノクロマト法又はＬＡ法により測定した場合に、それぞれ３月に１回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を１月に１回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ　（略）	ウ　（略）
Ｄ００４～００６－28　（略）	Ｄ００４～００６－28　（略）
Ｄ００７　血液化学検査	Ｄ００７　血液化学検査
（１）～(54)　（略）	（１）～(54)　（略）
(55)　サイトケラチン１８フラグメント（ＣＫ－１８Ｆ）	（新設）
ア　サイトケラチン１８フラグメント（ＣＫ－１８Ｆ）は、１ステップのサンドイッチ法を用いた酵素免疫測定法により、非アルコール性脂肪肝疾患の患者（疑われる患者を含む。）に対して、非アルコール性脂肪性肝炎の診断補助を目的に実施した場合は、本区分の「48」オートタキシンを準用して算定する。	
イ　本検査と「37」のプロコラーゲン－Ⅲ－ペプチド（Ｐ－Ⅲ－Ｐ）、「36」のⅣ型コラーゲン、「40」のⅣ型コラーゲン・７Ｓ、「43」のヒアルロン酸、「48」のＭａｃ－２結合蛋白糖鎖修飾異性体又は「48」のオートタキシンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	
Ｄ００８～０２５　（略）	Ｄ００８～０２５　（略）
第２款　（略）	第２款　（略）
第２節　削除	第２節　削除
第３節・第４節　（略）	第３節・第４節　（略）
第４部～第 13 部　（略）	第４部～第 13 部　（略）
第３章　（略）	第３章　（略）

新たに保険適用が認められた検査

令和５年 12 月 28 日　保医発 1228 第３号（令和 6年１月１日適用）

No.1

測定項目	**血清中のヒトサイトケラチン 18 フラグメント（CK-18F）濃度の測定**
販 売 名	イムニス サイトケラチン 18F EIA
区　　分	Ｅ３（新項目）
測定方法	酵素免疫測定法(定量)
主な使用目的	血清中のヒトサイトケラチン 18 フラグメント（CK-18F）濃度の測定(非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）診断の補助)
点　数	194点（D007-48 Ｍａｃ－２結合蛋白糖鎖修飾異性体、マロンジアルデヒド修飾ＬＤＬ（ＭＤＡ－ＬＤＬ）、オートタキシン）
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部　検査 第1節　検体検査料 第1款　検体検査実施料 Ｄ０００～００６－２８（略） Ｄ００７血液化学検査 (１)～(54)（略） (55)　サイトケラチン１８フラグメント（ＣＫ－１８Ｆ） ア　サイトケラチン１８フラグメント（ＣＫ－１８Ｆ）は、１ステップのサンドイッチ法を用いた酵素免疫測定法により、非アルコール性脂肪肝疾患の患者（疑われる患者を含む。）に対して、非アルコール性脂肪性肝炎の診断補助を目的に実施した場合は、本区分の「48」オートタキシンを準用して算定する。 イ　本検査と「37」のプロコラーゲンーⅢーペプチド（Ｐ－Ⅲ－Ｐ）、「36」のⅣ型コラーゲン、「40」のⅣ型コラーゲン・７Ｓ、「43」のヒアルロン酸、「48」のＭａｃ－２結合蛋白糖鎖修飾異性体又は「48」のオートタキシンを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 Ｄ００８～０２５（略）

No.2

測定項目	**プロスタグランジンＥ主要代謝物**
販 売 名	ルミパルスプレスト ＰＧＥ－MUM
区　　分	Ｅ３（新項目）
測定方法	化学発光酵素免疫測定法（CLEIA）（定量）
主な使用目的	血清中のヒトサイトケラチン 18 フラグメント（CK-18F）濃度の測定(非アルコール性脂肪性肝炎（NASH）診断の補助)
点　数	187点（D001 尿中特殊物質定性定量検査８ アルブミン定量（尿）99 点、D013 肝炎ウイルス関連検査３ ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体 88 点）
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部　検査 第1節　検体検査料 第1款　検体検査実施料 Ｄ０００(略) Ｄ００１尿中特殊物質定性定量検査 (１)～(10) (略) (11) プロスタグランジンＥ主要代謝物（尿） ア プロスタグランジンＥ主要代謝物（尿）は、潰瘍性大腸炎の患者の病態把握の補助を目的として、尿を検体とし、ＣＬＥＩＡ法により測定した場合は、本区分の「８」アルブミン定量（尿）及び区分番号「Ｄ０１３」肝炎ウイルス関連検査 「３」ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体を合算した所定点数を準用して３月に１回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を１月に１回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 イ 潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、区分番号「Ｄ００３」糞便検査の「９」カルプロテクチン（糞便）、区分番号「Ｄ００７」血液化学検査の「57」ロイシンリッチα２グリコプロテイン又は区分番号「Ｄ３１３」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。 Ｄ００２・Ｄ００２－２（略）

（日本医師会医療保険課）